

令和元年第3回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和元年5月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和元年5月10日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席議員（0名）

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	時光良弘
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
建設部技術担当部長	林武史
総務部次長	堀野辰夫

民生部次長	西岡隆司
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	桑垣誠
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
危機管理課長	堀野准
地域振興課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	立花太郎
子育て・健康推進課長	佛圓至裕
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福嶋春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

臨時議長の紹介

開会宣告

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

- 日程第 4 副議長の選挙について
 - 日程第 5 常任委員の選任について
 - 日程第 6 議会運営委員の選任について
 - 日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について
 - 日程第 8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - 日程第 9 報告第 2 号 専決処分した損害賠償の額の報告について
 - 日程第 10 議案第 26 号 専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認について
 - 日程第 11 議案第 27 号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
 - 日程第 12 議案第 28 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 議 事 日 程（第 1 号の追加 2）

- 追加日程第 1 議案第 29 号 熊野町監査委員の選任の同意について
- 追加日程第 2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 40 分）

○事務局長（西村） 本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

そのため、議長が選出されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、山野議員が年長の議員ですので、御紹介いたします。

それでは、山野議員、議長席へお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○臨時議長（山野） それでは、ただいま紹介されました山野でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく
お願いいたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和
元年第 3 回熊野町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（山野） これより日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（山野） これより日程第2、議長の選挙を行います。

暫時休憩します。

（休憩 9時42分）

（再開 9時44分）

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（山野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

選挙は投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場を封鎖）

○臨時議長（山野） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に中原議員及び山吹議員を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

なお、白票については無効票として処理いたします。

（投票用紙を配付）

○臨時議長（山野） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」の声あり）

○臨時議長（山野） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

それでは、中原議員、山吹議員、投票箱を点検しますので、立ち会いをよろしく願います。

（投票箱の点検）

○臨時議長（山野） 異常なしと認めます。

それでは、記名をお願いします。

ただいまから投票を行います。

議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

1 番水原議員、2 番福垣内議員、3 番光本議員、4 番中島議員、5 番尺田議員、6 番竹爪議員、7 番諏訪本議員、8 番沖田議員、9 番片川議員、10 番時光議員、11 番民法議員、12 番荒瀧議員、13 番大瀬戸議員、14 番山吹議員、16 番中原議員、15 番山野議員。

投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」の声あり)

○臨時議長(山野) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

中原議員及び山吹議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(山野) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票14票、無効投票2票です。

有効投票のうち、大瀬戸議員が13票、中原議員が1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.5票です。

したがいまして、大瀬戸議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の封鎖を解く)

○臨時議長(山野) ただいま議長に当選されました大瀬戸議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員、御登壇をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ただいま選挙におきまして、多数をいただきました大瀬戸でございます。本当に身の引き締まるような思いというのはこういうことかと痛切に感じております。重い責任と、それから皆様一丸となってこれからやるという、その力を、そし

てその心意気を感じながら、皆様とともに議会を育てていきたいというふうに思います。どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○臨時議長（山野） それでは、議長と議長席を交代いたします。

御協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。再開は追って通知いたします。

（休憩 9時56分）

（再開 10時50分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番水原議員、2番福垣内議員、3番光本議員の3名を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、副議長の選挙を行います。

暫時休憩します。

（休憩 10時51分）

（再開 10時54分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

選挙は投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場を封鎖）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中原議員及び山吹議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票については無効票として処理いたします。

（投票用紙を配付）

○議長（大瀬戸） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

それでは、中原議員、山吹議員、投票箱を点検しますので、立ち会いをお願いします。

（投票箱の点検）

○議長（大瀬戸） 異常なしと認めます。

それでは、記名をお願いします。

ただいまから投票を行います。

議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

1番水原議員、2番福垣内議員、3番光本議員、4番中島議員、5番尺田議員、6番竹爪議員、7番諏訪本議員、8番沖田議員、9番片川議員、10番時光議員、11番民法議員、12番荒瀧議員、13番山吹議員、14番山野議員、15番中原議員、16番大瀬戸議員。

投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

中原議員及び山吹議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(大瀬戸) 開票の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、山野議員11票、荒瀧議員5票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、山野議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の封鎖を解く)

○議長(大瀬戸) ただいま副議長に当選されました山野議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

山野議員の発言を許します。

山野議員、御登壇願います。じゃあ、そちらでお願いします。

~~~~~○~~~~~

○副議長(山野) 山野でございます。本日は本当にありがとうございました。4年間になるかわかりませんが、頑張って副議長の任をやっていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、熊野町議会委員会条例第2条の各号において、総務厚生委員会6名、文教委員会5名、産業建設委員会5名となっております。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(休憩 11時06分)

(再開 11時07分)

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。総務厚生委員に福垣内議員、中島議員、竹爪議員、諏訪本議員、民法議員、大瀬戸議員。文教委員に沖田議員、片川議員、荒瀧議員、山吹議員、中原議員。産業建設委員に水原議員、光本議員、尺田議員、時光議員、山野議員。

以上のとおりそれぞれ指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(休憩 11時08分)

(再開 11時09分)

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

総務厚生委員長に竹爪議員、同副委員長に中島議員。文教委員長に片川議員、同副委員長に沖田議員。産業建設委員長に尺田議員、同副委員長に水原議員。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、熊野町議会委員会条例第4条の2第2項において、定数は6名となっております。

お諮りします。議会運営委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2の規定により、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（休憩 11時10分）

（再開 11時10分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員に竹爪議員、片川議員、尺田議員、山野議員、時光議員、沖田議員の6名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、ただいま指名いたしました6名を選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 11時11分）

（再開 11時11分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会運営委員会の正副委員長互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に時光議員、同副委員長に沖田議員。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りします。本件については、熊野町議会委員会条例第5条第1項及び熊野町議会広報発行に関する規定第4条に基づき、8名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、本件については、8名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。ただいま設置しました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（休憩 11時13分）

（再開 11時14分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。議会広報特別委員に水原議員、福垣内議員、光本議員、中島議員、竹爪議員、諏訪本議員、沖田議員、片川議員の8名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員については、ただいま指名いたしました8名を選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（休憩 11時14分）

（再開 11時15分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会広報特別委員会の正副委員長互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に諏訪本議員、同副委員長に竹爪議員。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙については、広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、当議会から1名を選出するものであります。

なお、任期は議員としての任期によることから、平成35年4月29日までとなります。

暫時休憩します。

（休憩 11時16分）

（再開 11時16分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど、元号を間違えました。平成35年ではございません。令和4年4月29日までとなります。訂正させていただきます。

暫時休憩します。

（休憩 11時16分）

（再開 11時17分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に諏訪本議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諏訪本議員を広島県後期高齢者医療広

域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、ただいまの広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙には、諏訪本議員が当選しました。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました諏訪本議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩します。

(休憩 11時19分)

(再開 11時40分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第9、報告第2号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 報告第2号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、平成31年3月2日の午後4時35分ごろ、被害者が自動車で林道串掛線から町道財ヶ迫大下線へ走行中、横断溝を通過した際、タイヤでグレーチングがはね上がり、車体底部を損傷する損害を負わせたものでございます。

この事故により、修理に要した費用3,780円について、損害賠償額として示談が成立したことから、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ただいまの報告に対する質問はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第26号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 議案第26号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成31年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

改正内容は、消費税率の引き上げに伴う住宅ローン控除の控除期間の延長や、地方税法等の改正に伴う引用条項等が変更となるため、所要の規定整備、条項ずれや字句の修正などがございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 須賀税務課長。

~~~~~○~~~~~  
○税務課長（須賀） 議案第26号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、詳細に御説明申し上げます。

平成31年度の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、熊野町税条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の資料1をごらんください。

まず、今回の主な改正内容は住宅ローン控除の拡充でございます。

個人住民税における住宅ローン控除につきましては、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い創設され、所得税から控除し切れない者に対して個人住民税から控除する仕組みとなっておりますので、最初に所得税における住宅ローン控除の拡充について説明をさせていただきます。

それでは、住宅ローン控除の拡充のイメージ（所得税）の図をごらんください。

平成31年10月1日から消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を現行10年間から13年間へと3年間延長し、11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定するものでございます。

具体的には、①建物購入価格の3分の2%、②住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額を税額控除するもので、3年間で消費増税分に当たる建物購入価格の2%（3分の2%×3年間）の範囲で減税を行うものでございます。

なお、適用の対象要件につきましては、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されるものでございます。

続いて、個人住民税の住宅ローン控除の拡充について説明させていただきます。

下の図、個人住民税における住宅ローン控除をごらんください。

現行は、平成26年4月から平成33年12月の間に居住の用に供した場合、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13万6,500円）を控除限度額として控除期間が10年と設定されております。

今回の改正は、平成31年10月から平成32年12月の間に居住の用に供した場合においては、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目から13年目）において、所得税額から控除し切れない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものでございます。

なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で措置されるものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第26号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第11、議案第27号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第27号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成31年4月1日施行の地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更など所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（須賀） 議案第27号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

この条例は、平成31年4月1日に施行の地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の条例改正が必要なため、専決処分で行ったものでございます。

お手元の資料15ページ、資料2をごらんください。

まず、1の改正の趣旨ですが、今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引き上



げ及び低所得者に係る軽減対象の拡充でございます。

2の改正内容、(1)第2条課税額、課税限度額の引き上げでございますが、国民健康保険税は基礎課税、いわゆる医療保険分と後期高齢者支援金分、介護保険分の三つの区分に分かれ、それぞれ所得割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。

今回の改正はその医療保険分の上限額の改正であり、医療保険分が現行の58万円から61万円に引き上げられるもので、国民健康保険税全体の最高額が現行の93万円から96万円になるものでございます。

次に、(2)第23条国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち、世帯の所得や人数に応じて資格者1人ごとに課す均等割と世帯ごとに課する平等割について、それぞれ7割、5割、2割を軽減する減額措置を行っております。その軽減判定につきまして、5割及び2割軽減できる対象範囲を拡大するものでございます。5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減につきましては、被保険者等の人数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるものでございます。

下段に示しましたイメージ図で説明しますと、従来と比較して、5割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に5,000円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられ、2割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に1万円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられることとなり、結果、軽減を受けられる対象範囲が拡大するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、議案第27号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第12、議案第28号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第28号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、平成31年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日に施行されたことに伴う税条例の改正でございます。

主な改正内容につきましては、ふるさと納税制度の見直し、個人住民税の非課税措置に関する見直し、軽自動車税の見直し等について規定するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 須賀税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長(須賀) 議案第28号、熊野町税条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明申し上げます。

平成31年度の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、熊野町税条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の資料19ページ、資料3をごらんください。

まず、1の主な改正内容、(1)のふるさと納税の見直しでございます。

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で創意工夫をすることに

より、全国各地の地域活性化につなげるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体においては、ふるさと納税の特例控除を対象外にすることができるよう、個人住民税における都道府県または市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について見直しが行われるものでございます。

見直し後の制度については、総務大臣は、地方財政審議会の意見を聞いた上で、寄附金の募集を適正に実施する地方団体で返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることのいずれも適合する地方団体についてふるさと納税特例控除の対象として指定するものでございます。これに反して金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高額なもの、地場産品とみなされないものを返礼品として送付している団体については、指定をしないというものでございます。

上の図、現行のふるさと納税に係る控除額のイメージ図をごらんください。

現行では、ふるさと納税として寄附した金額から2,000円を差し引いた部分について、基本控除として所得税の控除と住民税（基本分）の控除が、特例控除として住民税（特例分）の控除が講じられているところでございます。

年収700万円の給与所得者で所得税率20%の方が3万円のふるさと納税をした場合の例をお示ししておりますが、基本控除である所得税の控除額が5,600円、住民税（基本分）の控除額が2,800円、特例控除である住民税（特例分）の控除額が1万9,600円、合計で2万8,000円の税額控除となります。

制度見直し後は、下の図、改正後のふるさと納税の控除額のイメージ図のとおりとなります。

指定対象外となった地方団体の例を示しておりますが、特例控除である住民税（特例分）の控除額1万9,600円が対象外となり、所得税の控除及び住民税（基本分）の基本控除の8,400円のみが適用されることとなります。

続きまして、（2）個人住民税の非課税措置に関する見直しでございます。

子供の貧困に対応するため、事実婚状態にない児童扶養手当の受給者のうち、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、令和3年度分以降の個人住民税を非課税とするものでございます。

現行の個人住民税の非課税措置の範囲は、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫のうち、前年の合計所得金額が135万円（給与収入204万円）を超える場合を除くと規定されていますが、今回の改正により、児童扶養手当の支給を受けている児童の父また

は母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者を非課税の対象範囲に追加するものでございます。

最後の（３）軽自動車税の見直しでございますが、①の軽自動車税の種別割の見直しでございます。

令和元年１０月１日から軽自動車税に燃料基準に応じて新たに課税する環境性能割が導入されることに伴い、グリーン化特例（軽課）の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に範囲を狭めて限定することとしておりましたが、消費税率の引き上げに配慮して、令和元年度及び令和２年度に取得した自家用乗用車については現行のままの措置を２年間延長するものでございます。

なお、グリーン化特例（軽課）の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定する時期につきましては、令和３年４月１日以降に購入する自家用自動車から適用するものでございます。

また、②の軽自動車税の環境性能割の見直しでございますが、先ほど申しましたように軽自動車税に環境性能割が導入されますが、消費税率の引き上げに伴う対応として、令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した自家用乗用車については、環境性能割の税率を１％分軽減するものでございます。

施行期日につきましては、（１）は令和元年６月１日、（２）は令和３年１月１日、（３）は令和元年１０月１日となっております。

熊野町税条例の一部を改正する条例案の説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第２８号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（休憩 12時03分）

（再開 12時05分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お手元に配付しましたとおり、町長から「議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意について」が、また、各常任委員長及び議会運営委員長から、熊野町議会会議規則第75条の規定に基づく「閉会中の継続審査・調査申出」についてが提出されました。

お諮りします。この2件を日程に追加し、「議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意について」を追加日程第1とし、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について」を追加日程第2として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、この2件を日程に追加し、「議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意について」を追加日程第1とし、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について」を追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（休憩 12時06分）

（再開 12時10分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより追加日程第1、議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、民法議員の退場を求めます。

（民法議員退場）

○議長（大瀬戸） 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

4月29日に町議会議員の任期が満了したことに伴い、大瀬戸監査委員の任期が終了しましたので、新たに議員選出の監査委員を選任することについて議会の同意を求めらるるものでございます。

今回、同意を求めます民法正則議員は、財務管理、事業の経営管理など行政運営に関して識見を有する方だと考え、選任の同意を求めらるるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については原案のとおり同意されました。

民法議員の出席を求めます。

暫時休憩します。

（休憩 12時11分）

（再開 12時11分）

〇議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

民法議員が選任同意を受けました。

民法議員の発言を許します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○11番（民法） それでは、4年間、監査委員として一生懸命勉強させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより追加日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会における審査の事件について、熊野町議会会議規則第75条の規程によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 発言の機会をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、さきの町議会議員選挙において町民の負託を受けられ、見事当選の榮譽を得られるとともに、本日、大瀬戸議長のもと新たな議会組織を編成されました。改めて心からお祝いを申し上げますとともに敬意を表する次第でございます。

折しも、平成から令和へと改元された新しい時代の始まりの年でございます。本町にあっても、町制施行100周年を経て、新たな一步を踏み出したところであり、私も心を新たに、町政発展のため邁進してまいり所存でございますので、各般にわたり皆様方から力強い御支援と御助力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、第5次熊野町総合計画に基づき地域力の強化、快適な暮らしの創造及び筆の都の活性化を政策展開の基本的な視点として各種施策を推進してまいりました。次期計画をスタートさせる再来年度までの2年間は現計画の締めくくりの年でございます。

各種施策の推進に当たり、議員の皆様の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、喫緊の課題であります豪雨災害への対応につきましては、被災からの復興を向こう3カ年で集中的、計画的に取り組んでまいり所存でございます。

ソフト面では、被災者の総合的な支援を行う地域支え合いセンターの運営、町と町民の協働のあり方を考察する防災・減災まちづくり会議の開催、防災の日を中心とした意識啓発等の取り組み、災害廃棄物処理、災害対策本部の機能強化などがございます。

ハード面では、道路・河川等の復旧、避難路の整備、教育施設の原状回復、防災行政無線の更新、東部地域防災センターの整備などを鋭意推進してまいります。

これらの取り組みを着実に推進するとともに、山積する諸課題を早期に解消、改善できるよう努めてまいります。

さらに、土砂災害等によって再び人命を失うことのないよう、これからの梅雨、台風シーズンを迎えるまでの間に早期避難体制の確立を図ってまいります。

結びに、今後とも議会と執行部の緊密な連携のもとに町政運営が円滑に行われるよう、諸施策の推進に対し議員各位から絶大なる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

御就任、まことにめでとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で町長の発言を終わります。

ここで、訂正をさせていただきます。

先ほどの日程第8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙におきまして、任期を令和4年4月29日といたしましたが、令和5年の誤りでしたので、訂正をいたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

（散会 12時17分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員